

1 第1号(65歳以上)保険料の設定方法

- 次期計画期間（平成27～29年度）における保険給付費及び地域支援事業費を見込み、さらには平成32年度及び平成37年まで見込む。
- 第1号被保険者の保険料で賄うべき額を算定する。
標準的には、①により推計された事業費の22%の額となる。ただし、保険給付費については、第1号被保険者の所得水準や後期高齢者比率の状況によって調整交付金が増減することに伴って、22%も変動することになる。本市は、25.59%を見込んでいる。
- ②により第1号被保険者の保険料で賄うべき額が算定され、これを第1号被保険者の人数で除し、保険料基準額を算出する。
- ③により算定した保険料基準額を基礎として、被保険者の所得に応じて段階別に保険料率を設定する。

2 サービス量・給付費等の見込み

(1) 被保険者数、認定者数、保険給付費等の見込み

ア 被保険者数、認定者数

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
総人口	959,792人	967,637人	969,237人	970,743人	973,689人	961,818人
被保険者数(1号)	215,772人	251,161人	257,430人	263,149人	276,164人	285,464人
認定者数(1号のみ)	34,548人	39,934人	42,812人	46,058人	55,504人	69,333人
高齢化率	22.5%	26.0%	26.6%	27.1%	28.4%	29.7%
認定率	16.0%	15.9%	16.6%	17.5%	20.1%	24.3%

※平成26年度は26年9月末時点の実績値
※平成27年度以降は市の推計値(各年度9月末)

イ 保険給付費

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
居宅サービス	39,134	42,866	46,359	49,692	61,827	80,972
施設サービス	13,334	14,573	15,164	15,681	16,776	21,997
その他	2,586	2,991	3,301	3,648	4,994	8,922
合計	55,054	60,430	64,824	69,021	83,597	111,891

※平成26年度は第5期計画値
※その他は特定入所者介護サービス等費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費、及び審査支払手数料の合計額

ウ 地域支援事業費

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度
地域支援事業費	1,366	1,471	2,694	4,110	4,693	5,758
介護予防事業 (介護予防・日常生活支援 総合事業)	313	331	1,409	2,502	2,939	3,864
包括的支援事業・ 任意事業費	1,053	1,140	1,285	1,608	1,754	1,894

※平成26年度は第5期計画値
※平成28年度より総合事業を開始とする

3 保険料段階・料率の変更点

第6期の保険料率について、公費投入による低所得者の保険料軽減割合の拡大や、本人市民税課税者のうち最低の所得段階の方の負担軽減等を図るため、右表(案)のとおり設定する。

【変更点】

- 現行第1・第2段階を統合して新第1段階とし、保険料率を※0.5→0.3とする。
- 現行第3～第6段階を新第2～第5段階とし、新第2段階の保険料率を※0.65→0.5、新第3段階を※0.75→0.7とする。※公費投入による負担軽減(法改正)
- 現行第7段階(本人市民税課税層のうち最も課税額の低い段階)を2つに分けて、新第6段階(「合計所得金額」80万円未満)と新第7段階(「合計所得金額80万円以上125万円未満)とし、負担軽減を図るため、新第6段階の保険料率1.05を新設する。

4 現行の保険料負担段階との比較

現行(平成24～26年度)			新保険料(平成27～29年度)			
現行段階	対象となる方	保険料率	国 新標準段階	市 新段階	対象となる方	保険料率
第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	×0.5	第1段階	第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	×0.3
第2段階	本人が市民税非課税の方	本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額※1」の合計額が80万円以下の方等	第2段階	第2段階	本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額※1」の合計額が80万円以下の方等	×0.5
第3段階		本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等			世帯員全員が市民税非課税の方	
第4段階		上記以外の方等				
第5段階	同じ世帯に市民税課税者がいる方	本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額が80万円以下の方等	第3段階	第3段階	本人が市民税非課税の方	×0.7
第6段階(基準額)		上記以外の方等	第4段階	第4段階	本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額が80万円以下の方等	
第7段階	本人が市民税課税の方	「合計所得金額」が125万円未満の方等	第5段階(基準額)	第5段階(基準額)	同じ世帯に市民税課税者がいる方	×0.9
第8段階		「合計所得金額」が125万円以上190万円未満の方等	第6段階(120～190)	第6段階(120～190)	「合計所得金額」が80万円以上125万円未満の方等	
第9段階		「合計所得金額」が190万円以上300万円未満の方等	第7段階(190～280)	第7段階(190～280)	「合計所得金額」が125万円以上190万円未満の方等	
第10段階		「合計所得金額」が300万円以上500万円未満の方等	第8段階(280～)	第8段階(280～)	「合計所得金額」が190万円以上300万円未満の方等	
第11段階		「合計所得金額」が500万円以上700万円未満の方等	第9段階	第9段階	「合計所得金額」が300万円以上500万円未満の方等	
第12段階		「合計所得金額」が700万円以上900万円未満の方等	第10段階	第10段階	「合計所得金額」が500万円以上700万円未満の方等	
第13段階		「合計所得金額」が900万円以上の方	第11段階	第11段階	「合計所得金額」が700万円以上900万円未満の方等	
			第12段階	第12段階	「合計所得金額」が700万円以上900万円未満の方等	
			第13段階	第13段階	「合計所得金額」が900万円以上の方	

5 保険料の試算

上記決定事項により第6期の保険料基準額(月額)を試算すると、次のとおりとなる。
(国から配布されたワークシート活用)

※ 保険料基準額(月額)

(3か年の保険給付費 × 第1号負担割合 + 3か年の地域支援事業費 × 第1号負担割合) / 保険料収納率

$$= \frac{\ll 194,275 \text{ 百万円} \gg \ll 25.59\% \gg \ll 8,275 \text{ 百万円} \gg \ll 22.00\% \gg \ll 98.00\% \gg}{\text{第1号被保険者数【保険料負担段階別の被保険者数に保険料率を乗じて補正】} \ll 801,753 \text{ 人} \gg} \div 12 \text{ か月}$$

5,500円 程度 (第5期は4,887円) 約12.5%増

※ 最終的な保険料は、今後の変動要因(介護報酬の改定や、地域区分の見直し等)を踏まえて算定する。